

## 民間資金等活用事業推進会議について

(根拠) P F I 法第20条の2及び第20条の3

(平成23年P F I 法改正に伴い新設)

(設置) 内閣府に、特別の機関として設置

(組織) 構成員は、会長及び委員をもって組織

会長 内閣総理大臣をもって充てる

委員 全ての国務大臣

(所掌)

- ・ 基本方針の案を作成
- ・ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に係る施策について、関係行政機関相互の調整
- ・ その他重要事項について審議し、その施策の実施を推進

【参照条文】

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（抄）  
（平成十一年法律第百十七号）

第六章 民間資金等活用事業推進会議等

（民間資金等活用事業推進会議）

第二十条の二 内閣府に、特別の機関として、民間資金等活用事業推進会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 基本方針の案を作成すること。
  - 二 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に係る施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に係る施策に関する重要事項について審議し、及びその施策の実施を推進すること。
- 3 会議は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、各省各庁の長に協議するとともに、民間資金等活用事業推進委員会の意見を聴かなければならない。

第二十条の三 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 3 委員は、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。